

3 施設又は事業の転換を行う場合の特例に関する事項

共済契約者が、その契約する社会福祉施設又は特定社会福祉事業を特定介護保険施設等、申出施設等その他の施設又は事業へ転換する場合におけるこの法律の規定の適用に関し必要な事項を定めることとした。(原附則第二項)第七項(関係)

4 この政令は、平成一八年四月一日から施行することとした。

1 グラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令(政令第二十三号)内閣府本府)

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

政令

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十七年八月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百七十号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十五号)附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成十七年十一月一日とする。

法務大臣 南野知恵子

文部科学大臣 中山 成彬

経済産業大臣 中川 昭一

内閣総理大臣 小泉純一郎

不正競争防止法第十一条第二項第三号の外国公務員等で政令で定める者を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十七年八月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百七十一号

不正競争防止法第十一条第二項第三号の外国公務員等で政令で定める者を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十五号)の施行に伴い、この政令を制定する。

不正競争防止法第十一条第二項第三号の外国公務員等で政令で定める者を定める政令(平成十三年政令第三百八十八号)の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第十一条第二項第三号」を第十八条第二項第三号」に改める。

附則

この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年十一月一日)から施行する。

経済産業大臣 中川 昭一
内閣総理大臣 小泉純一郎

社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十七年八月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百七十二号

社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部を改正する政令

内閣は、社会福祉施設職員等退職手当共済法昭和三十六年法律第五十五号)第二条第一項第六号及び第三項第三号、第十五条第二項、第十八条並びに附則第二項並びに介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号)附則第二十三条第一項、第二十五条第二項及び第五十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令(昭和三十六年政令第二百八十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「適合するもの」の下に、「(次条第一号に掲げるものを除く。)」を加え、同条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号を削り、第十号を第七号とし、第十一号を第八号とし、第十二号を第九号とする。

第一条の次に次の一条を加える。
(特別養護老人ホーム等に準ずる施設又は事業)

第一条の二 法第二条第三項第三号の政令で定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。

一 老人福祉法に規定する軽費老人ホームであつて、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文又は第四十二条の二第一項本文の指定に係るもの

二 老人福祉法に規定する老人福祉センターのうち、同法に規定する老人デイサービス事業を行うものであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの(老人デイサービス事業を行う部分に限る。)

三 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンターであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

四 老人福祉法に規定する老人短期入所施設であつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

第六条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項第一号中「数」の下に「。ただし、第二項ただし書に規定する場合には、当該事業所において使用する特定介護保険施設等職員の数に当該事業所の特定社会福祉事業割合を乗じて得た数(その数に満たない端数があるときは、これを切り捨て得た数。次号において「新規特定職員数」という)を加えた数とする。」を加え、同項第二号中「申出施設等職員の数に三を乗じて得た数」を「特定介護保険施設等職員の数と申出施設等職員の数とを合計した数に三を乗じて得た数。ただし、第二項ただし書に規定する場合には、当該合計した数から新規特定職員数を控除して得た数に三を乗じて得た数とする。」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第十五条第二項第二号」を「第十五条第二項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第十五条第二項第二号に規定する特定介護保険施設等職員に係る掛金の額は、単位掛金額に三を乗じて得た額に当該事業年度の初日において当該共済契約者が使用する特定介護保険施設等職員の数とを乗じて得た額とする。ただし、当該特定介護保険施設等職員が使用される事業所が、法第二条第三項第一号に掲げる事業を行い、かつ、特定社会福祉事業に関する業務量の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定したもの(以下この条において「特定社会福祉事業割合」という。)が三分の一以上である場合には、当該特定介護保険施設等職員に係る掛金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 単位掛金額に、当該事業年度の初日において当該事業所において使用する特定介護保険施設等職員の数に当該事業所の特定社会福祉事業割合を乗じて得た数(その数に満たない端数があるときは、これを切り捨て得た数。以下「特定職員数」という)を乗じて得た額